

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年 5月17日
【会社名】	サーラ住宅株式会社
【英訳名】	SALA HOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 信仁
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市白河町100番地
【電話番号】	0532-32-7272
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松尾 享史
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市白河町100番地
【電話番号】	0532-32-7272
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松尾 享史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年4月6日付けで金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき提出しました株式会社サーラコーポレーションとの間で株式交換を行うことに関する臨時報告書の記載事項の一部に、訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、____（下線）を付して表示しております。

（訂正前）

（前略）

第11条（本契約の効力）

本契約は、()甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の承認が得られなかった場合、()第6条第2項に定める株式交換承認総会において本契約の承認が受けられない場合、()法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は()前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除された場合は、その効力を失う。

（後略）

（訂正後）

（前略）

第11条（本契約の効力）

本契約は、()甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の承認が得られなかった場合、()第6条第2項に定める株式交換承認総会において本契約の承認が受けられない場合、()法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は()前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除された場合は、その効力を失う。

（後略）

以上